

## 令和7年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業交付要綱

(制定) 令和7年9月5日付7環自計第421号

### (目 的)

第1条 この要綱は、令和7年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業実施要綱（令和7年9月5日付7環自計第420号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）が、東京都大島町における特定外来生物「キョン」の根絶を図るため、都の事業により居住する住宅等への張り網又は箱わな（以下「張り網等」という。）の設置に協力する住民に対し、予算の範囲内において、キョン捕獲報奨金（以下「報奨金」という。）を交付する「東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業」（以下「本事業」という。）における報奨金の交付等のために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱で使用する用語の例による。

### (報奨金交付対象者等)

第3条 報奨金の交付対象となる住民（以下「交付対象者」という。）は、実施要綱第4に定める者とする。

2 報奨金の交付の条件（以下「交付条件」という。）、報奨金の交付方法及び報奨金の交付額は、実施要綱第5、第6及び第7に定めるとおりとする。

### (本事業への参加申請)

第4条 本事業に参加し、報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、報奨金事業参加申請書（別記第1号様式。以下「参加申請書」という。）及び別表1に掲げる書類を知事に提出し、参加申請を行うものとする。

2 本事業への参加申請は、前項に定める方法のほか、都が指定する電子申請システムを利用して行うことができる。

3 前二項の申請期限は、令和7年9月8日から令和8年3月31日までの間とする。

### (事業参加者の決定及び通知)

第5条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を開始し、その内容を適当と認めるときは、本事業の参加者として決定する。

2 知事は、申請者を本事業の参加者として決定したときは、報奨金事業参加決定通知書（別記第2号様式）により、必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者を本事業の参加者として決定しないときは、報奨金事業参加非決定通知書（別記第3号様式）により、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(調査への協力等)

第6条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、参加決定者（前条の規定により本事業の参加決定の通知を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、張り網等の設置状況を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 参加決定者は、前項の規定による説明の聴取、張り網等の設置状況の確認、又は関係者への質問を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(本事業への参加中止の申請)

第7条 参加決定者は、第5条第2項の規定による本事業の参加決定の通知を受けた後、本事業への参加を中止しようとする場合は、あらかじめ、報奨金事業参加中止承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(本事業への参加中止の承認及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認める場合は、これを承認し、報奨金事業参加中止承認通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした参加決定者へ通知するものとする。

(参加決定者情報の変更に伴う届出)

第9条 参加決定者は、氏名、住所、電話番号、口座情報（以下「参加決定者情報」という。）を変更した場合は、速やかに参加決定者情報の変更届出書（別記第6号様式。以下「変更届出書」という。）を提出しなければならない。

(変更届出に伴う張り網等の撤去)

第10条 知事は、前条の規定による変更届出書の提出があった場合で、住所の変更に該当する場合は、原則として、変更前の住所に設置してある張り網等を撤去するものとする。

2 知事は、前項の撤去を実施するときは、当該変更届出書を提出した参加決定者に対して住所変更に伴う張り網等撤去通知書（別記第7号様式）により、通知するものとする。

3 参加決定者は、変更後の住所において本事業に参加を希望する場合は、第4条の規定により、新たに参加申請をすることができる。

(報奨金の額の確定)

第11条 知事は、参加決定者からキョンの捕獲連絡があり、都が指定する事業者から回収報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る報奨金事業の成果が報奨金の目的及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき報奨金の額を確定する。

2 知事は、額を確定したときは、参加決定者に対して報奨金事業額確定通知書（別記第8号様式）により、通知するものとする。

(報奨金の交付)

第12条 報奨金は、前条による報奨金の額の確定後、速やかに、参加決定者が参加申請時に指定

した口座に、振込により交付するものとする。

2 報奨金の交付対象は、令和8年3月31日までに回収された個体とする。

(参加決定の取消し等)

第13条 知事は、本事業の参加決定後、参加決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、本事業の参加決定を取消することができるものとする。

一 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。

二 実施要綱第5に定める交付の条件を怠ったとき。

三 錯誤捕獲等により、張り網等の設置や継続が困難と都が判断したとき。

四 暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 その他本事業の参加決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は実施要綱及び本交付要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、報奨金の額を確定し、又は交付を行った後においても、該当すると認められる行為があった時期に遡及して、適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定により取消しをした場合は、報奨金事業参加決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(報奨金の返還)

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する報奨金の交付をしているときは、参加決定者に対し、期限を定めて当該報奨金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 参加決定者は、前項の規定により報奨金の返還を知事から命じられた場合は、報奨金の受領日から納付日までの期間に応じて、当該報奨金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を、違約加算金（百円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければならない。

3 参加決定者は、第1項の規定により知事が定めた期日までに返還に係る報奨金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければならない。

4 参加決定者が、前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた報奨金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則（令和7年根9月5日付7環自計第421号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月8日から施行する

【別表 1】

| 項番 | 提出書類               | 備考                                                                                                                           |
|----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 報奨金事業に関する確認事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の場合は、記載事項を確認して最後にチェックをいれる</li> <li>・紙申請の場合は、各項目をチェックし、日付及び署名（押印不要）する</li> </ul>  |
| 2  | 振込先の口座番号や名義人がわかるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳のコピーなど</li> </ul>                                                                  |
| 3  | 土地の無償使用承諾書         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者と土地使用者が同一の場合でも提出する</li> <li>・土地所有者と土地使用者が異なる場合は、土地所有者が記入し、署名（押印不要）する</li> </ul> |